

令和6年度 磐田市デジタルデバインド対策実施業務プロポーザル審査基準

1 審査概要

本業務選定委員会の各委員が、各企業提案者の提案内容について次のとおり評価する。

(1) 評価内容

実施体制や提案内容等々を評価する。

(2) 配点基準

評価項目		配点
1	共通・全体構想	10
2	実施体制	40
3	提案・企画内容	70
	合計	120

2 評価結果の確定

プレゼンテーション終了後に選定委員会で審議を行い、最終評価、優先交渉権者・次点交渉権者を確定する。

3 留意事項

- ・プロポーザルに参加する業者が1者となった場合でも、プロポーザルは実施する。
- ・最高得点者が複数存在する場合は、教室内容の得点の高い者を優先交渉権者とする。教室内容の得点と同じであった場合は、業務遂行能力・実績、人員配置・体制、独自提案の順に得点の高いものを優先交渉権者とする。
- ・総合計得点の 60%を最低基準とし、最低基準点に達しない場合は、契約相手方候補者として決定しない。
- ・いずれの企画提案も不十分と判断される場合は、再度、プロポーザルを実施する。